

## 第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画 の策定について

### 1 計画改定の趣旨

「第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」(以下「第2次計画」という。)の計画期間が、平成30年度で終了することから、平成31年度から5年間を期間とする「第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」(以下「第3次計画」という。)を策定する。

### 2 これまでの計画の策定状況

計画の名称	策定年月	計画期間
旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画	平成 21 年 10 月	H21～H25
第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画	平成 26 年 10 月	H26～H30

### 3 第3次計画策定に当たっての考え方

- (1) 国の基本方針に即して策定する。
- (2) 北海道の計画を勘案して策定する。
- (3) 第2次計画をベースとし、本市における配偶者等からの暴力の現状から課題を整理し、その解決に向けた方策を盛り込む。
- (4) 北海道の計画に倣い、わかりやすい構成にする。

＜北海道の計画と本市の計画の構成＞

北海道の計画の構成	本市の第2次計画の構成	本市の第3次計画の構成
<p>第1 計画の趣旨</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 計画の期間</p>	<p>第1章 計画の策定に当たって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p><u>3 計画の基本的視点</u></p> <p>4 計画の期間</p> <p><u>5 計画の体系</u></p> <p><u>6 相談から支援までの流れ</u></p>	<p>第1章 計画の策定に当たって</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 計画の期間</p>
<p>第2 配偶者からの暴力被害の現状</p> <p>1 被害の状況</p> <p>2 相談等の状況</p>		<p>第2章 配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題</p> <p><u>1 配偶者等からの暴力被害経験等（全国調査結果）</u></p> <p><u>2 旭川市における相談状況等</u></p> <p><u>3 配偶者等からの暴力に関する旭川市の課題</u></p>
<p>第3 施策の概要</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>2 施策の体系</p>		<p>第3章 施策の概要</p> <p><u>1 計画の基本的視点</u></p> <p><u>2 施策の体系</u></p> <p><u>3 被害者支援のフロー</u></p>
<p>第4 基本的な方向と具体的な取組</p> <p>※目標ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要説明</li> <li>・ 施策の方向とその説明</li> <li>・ 取組</li> </ul> <p>を記載。</p>	<p>第2章 施策の展開</p> <p>※目標ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>現状、課題</u></li> <li>・ 基本施策・取組・主要担当課</li> </ul> <p>を記載。</p> <p>第3章 計画の推進について</p> <p>1 重点施策の設定</p> <p>2 計画の推進</p>	<p>第4章 施策の展開</p> <p>※目標ごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要説明</li> <li>・ 基本的施策とその説明</li> <li>・ 主な取組</li> </ul> <p>を掲載。</p> <p>第5章 計画の推進</p> <p>1 計画の推進</p>
	<p>資料編</p> <p><u>1 配偶者からの暴力被害の現状</u></p> <p><u>2 相談等の件数</u></p> <p>3～10関係法令や本市の要綱</p>	

※第2次計画と第3次計画の構成の変更点

- ・2つの章を新設。「配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題」「施策の概要」
- ・「計画の基本的視点」「計画の体系」「相談から支援までの流れ」「被害者支援のフロー」に名称変更)を「第1章 計画の策定に当たって」から「第3章 施策の概要」に移動。
- ・「配偶者等からの暴力被害の現状」と「相談等の件数」を「資料編」から「第2章 配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題」に移動。
- ・第2次計画では、「施策の展開」の章で基本目標の項目ごとに現状と課題を記載していたが、第3次計画では、「第2章 配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題」に配偶者等からの暴力に関する本市の課題をまとめて記載。
- ・第2次計画では、「施策の展開」の章で、基本目標ごとに基本施策、取組内容の詳細、主要担当課を記載していたが、第3次計画では、基本施策の概要説明を記載し、主な取組を簡潔に記載することとした。

#### 4 第2次計画の取組概要及び評価と課題

【基本的な方向】 配偶者等からの暴力の根絶	
【基本目標】	【取組概要】
基本目標1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進	パンフレットやステッカーの作成・配布，出前講座などを実施し，配偶者等からの暴力が，重大な人権侵害であることや相談窓口の周知に努めたほか，学校の教育活動を通じて，人権尊重の精神を培うことを目指し，男女平等の理念に基づく教育を実施した。
基本目標2 総合的な相談体制の充実	旭川市配偶者暴力相談支援センターが，庁内の関係部署や警察等の関係機関・団体等と連携して，配偶者等からの暴力被害者からの相談に対応し，それぞれの事情に応じた情報提供と支援を行った。
基本目標3 被害者の早期発見と適切な保護	医療機関，学校等関係機関との連携や，赤ちゃん訪問，子どもの健診等を通じて，被害者の早期発見に努め，避難する必要がある被害者について，一時保護を行った。
基本目標4 被害者の自立支援の充実	被害者の自立に向け，関係機関・団体と連携しながら，住居，生活，就業などの支援を行った。
基本目標5 関係機関・団体との連携協力の推進	子ども・女性支援ネットワークの関係機関・団体と連携し，被害者の保護及び自立支援を行ったほか，民間シェルターや母子生活支援施設に財政的支援を行い，安定的運営を支援した。
【成果と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報啓発活動等の取組により，配偶者等からの暴力に関する認知が広まった。</li> <li>● 被害者の早期発見に努め，早期相談を促し，配偶者暴力相談支援センターでは，課題を整理し，被害者の意思を尊重しながら関係機関・団体と連携し，保護や自立に向けた支援を行った。</li> <li>● 潜在的な被害者がいると思われ，相談窓口の周知や，配偶者等からの暴力についての正しい知識の普及，職務関係者への啓発による早期発見の促進に努め，被害者が早期に相談機関に相談するよう促していく必要がある。</li> <li>● 被害者は精神的なダメージを受けていることが多く，今後も引き続き，被害者に対し保健所におけるこころの健康に関する相談や医療機関に関する情報提供を丁寧に行っていく必要がある。</li> <li>● 一時保護を希望しない被害者が増えているが，被害者の意思を尊重しながらも，危険の度合いを見極め，一時保護制度の利用について助言を行っていく必要がある。</li> <li>● よりきめ細やかで切れ目のない支援を行うために，関係機関・団体との連携をこれまで以上に強化していく必要がある。</li> </ul>	

## 5 配偶者等からの暴力をめぐる現状

### (1) 配偶者等からの暴力被害経験等(全国調査結果)

(平成29年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」の結果より)

- ・「これまでに結婚したことがある」と回答した人のうち、配偶者から暴力被害を受けたことがあると回答した人は26.1%。
- ・「交際相手がいた(いる)」という人のうち、交際相手から暴力被害を受けたことがあると回答した人は16.7%。
- ・配偶者から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、47.1%。交際相手から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、55.9%。

### (2) 旭川市における相談状況等

- ・旭川市配偶者等暴力相談支援センターへの相談件数は、年間80件前後。
- ・北海道警察における配偶者からの暴力事案に関する相談の受理件数は、増加傾向にある。
- ・加害者からの暴力により避難が必要な場合に行う一時保護人数は近年減少傾向にある。

## 6 第2次計画の評価と配偶者等からの暴力の現状を踏まえた本市における課題

### (1) 配偶者等からの暴力についての認識の浸透

### (2) 被害者の早期発見・早期相談の促進

### (3) 被害者の適切な保護

### (4) 被害者の精神的なケアの実施

### (5) 関係機関や団体との連携の強化

## 7 課題解決に向けた方策

### (1) DVに関する知識のより一層の普及

### (2) 医療, 福祉, 教育機関等との連携強化による被害者の発見と早期相談の促進

### (3) 危険の度合いを見極めた安全確保に係る制度の利用に関する助言と実施

### (4) 精神的ケアの実施

### (5) それぞれの役割を生かした関係機関や団体との連携の強化

## 8 第3次計画で改めて強調した点

### (1) 被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で被害者が相談機関に相談することを促進する。

### (2) 被害者の発見から相談への対応や, 保護, 自立に向けた支援まで, 関係機関や団体と連携して, 被害者の意思を尊重しながら継続した支援を行う。